

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

1 協議の場を設けた区域の範囲

泊浜地区

2 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 2 年 2 月 28 日

3 当該地区における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数（集落営農（任意組織）：1 経営体、法人：1 経営体）

4 3 の結果として、当該地区に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5 農地中間管理機構の活用方針

（1）農業をリタイヤ・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

（2）担い手の分散錯闘を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6 今後の地域農業のあり方

大沼営農組合への農地集積を進めるとともに、生産コスト削減の取り組みを推進する。

野菜（ねぎ）の産地化に取り組み、米を基幹に経営の複合化を推進する。

地域の農業・農地を守るため、後継者の育成、労力確保に努める。